

貸 金 庫 規 定

1. (貸金庫の種類)

当金庫の貸金庫は次の3種類とし、総称して「貸金庫」といいます。

(1) 金庫方式(以下「A方式」という)

借主が所持する鍵(以下「正鍵」という)と当金庫が所持する鍵の併用により貸金庫外扉を開閉し、借主は、貸金庫室で直接格納品の出し入れができるもの。

(2) 保護函方式(以下「B方式」という)

金庫室に格納されている保護函を、当金庫が所持する鍵により引き出し、所定の場所で借主が所持する正鍵により開閉し、格納品の出し入れを行うもの。

(3) 貸金庫管理システム方式(以下「C方式」という)

借主が所持する貸金庫カード(以下「カード」といいます。)の使用により貸金庫外扉を開閉し、借主が貸金庫室で正鍵と暗証番号を使用し直接格納品の出し入れを行うもの。

2. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証、登記識別情報その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げる物に準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前号の各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により1年分を前払するものとし、毎年4月20日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から自動振替の方法により充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から最初に到来する3月までを月割計算によりお支払いください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約申出日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵とカードの保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ、借主が所定の封緘袋に入れ、届出の印章により契印し、当金庫が本部で保管します。このため、副鍵を使用して貸金庫を開閉する場合や貸金庫契約を解約する場合には、3営業日前までに所定の手続きで申請を行ってください。

C方式の貸金庫については、カードが発行されますので借主が保管して下さい。

6. (貸金庫の開閉手続等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開扉（B方式の場合は開函）にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により署名捺印して提出してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 開扉（B方式の場合は閉函）後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (5) C方式の貸金庫については、カードと正鍵、暗証番号を使用して行ってください。

7. (貸金庫開閉の方法)

- (1) A方式の貸金庫の開扉は、当金庫で遠隔操作により当金庫管理錠を解錠（貸金庫外扉に赤ランプ点灯、正鍵で開扉可）しますので、借主は所持する正鍵で貸金庫外扉を開き、中の格納函を取り出して格納品の出し入れを行ってください。

閉扉するときは、貸金庫に格納函を戻し入れて貸金庫外扉に施錠（施錠すると赤ランプが消える）してください。

ただし、本店営業部の貸金庫の開閉は、当金庫立会のうえ両者の鍵の併用により行います。

- (2) B方式の貸金庫の開閉は、当金庫が所持する鍵により貸金庫取出錠を開け、貸金庫（保護函）を取り出して借主に引き渡します。借主は、施錠状態を確認のうえ、正鍵により開函、格納品の出し入れを行ってください。

閉函したときは施錠状態を確認してください。

- (3) C方式の貸金庫の開閉は、借主がカードの使用により貸金庫外扉を開閉し、貸金庫室に入室したうえで、暗証番号と正鍵を使用して格納函を取り出し、当金庫所定の場所で格納品の出し入れを行って下さい。使用後は、必ず貸金庫を閉扉し、正鍵で施錠し格納してください。

8. (代理人の取引制限)

代理人による次に掲げる取引は、取扱できません。

- (1) 副鍵による貸金庫の開閉
- (2) 借主死亡以降の取引
- (3) 解 約
- (4) その他異例となる取引

9. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を紛失したとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の届出書により届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵、カードを紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 届出印章の紛失・改印の場合には、変更処理が終了後、封緘袋から副鍵を一旦取出し、改めて所定の封緘袋に新印鑑にて契印を行います。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに当金庫所定の書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当金庫所定の書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに当金庫所定の書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

11. (印章、鍵、カードの紛失時の取扱)

- (1) 印章もしくは正鍵、カードを紛失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いください。
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを紛失した場合も、所定の手数料をお支払いください。

12. (貸金庫故障時の取扱い)

停電、故障等によりカードによる貸金庫の開閉ができない場合は、当金庫所定の貸金庫開閉票に氏名、届出の暗証を記入のうえ届け出印章を押捺のうえ、カードとともに提出してください。

13. (印鑑照合等)

- (1) 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に押捺された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて貸金庫の開閉その他の取扱をいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫がカードの電磁的記録によって、貸金庫開庫操作の際に使用されたカードが当金庫の交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫の取扱いをした場合において、カードまたは暗証番号について偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫は開庫に使用される正鍵、カードについて確認する義務を負いません。

14. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、16.(3)イ、ロのAからF及びハのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、16.(3)イ、ロのAからFおよびハのAからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

16. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができるものとします。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続を行ったうえ、貸金庫を直ちに明け渡してください。

なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか前記11.に準じて取り扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続を行ったうえ貸金庫を明け渡してください。前記3.により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借主が使用料を支払わないとき。

②借主について相続の開始があったとき。

③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④カードの改ざん、不正使用その他相当の事由が生じたとき。

⑤借主または代理人が普通預金規定、当座勘定規定に定められた預金口座の解約等の事由に該当するとき。

⑥当金庫店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑦借主または代理人がこの規定に違反したとき。

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記（１）と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

なお、当金庫が解約の通知を発信した場合には、前記 9.（２）により、通常到達すべきときに到達したものとみなし、通知する解約日にその効力を生ずるものとします。

イ. 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

ロ. 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋、会社ゴロ、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他ロ. AからEに準ずる者

ハ. 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他ハ. AからDに準ずる行為

- (4) 前記（３）の明け渡しが遅延したときは、遅延料金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払ください。この場合、前記 4. の（３）にもとづく返戻金は遅延料金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払ください。

(5) 前記(1)から(3)の明け渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会を求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延料金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第お支払いください。

17. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

18. (緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をとることができるものとします。このため生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. (譲渡、転貸等の禁止)

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 正鍵、カードについても譲渡、転貸または質入れすることはできません。

20. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、本規定の内容を金融情勢、その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載等で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) 変更日以降は、変更の内容に従い取り扱うこととします。
- (4) 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上